目 次

■ 事務局に寄せられた御意見……・・・・Ｐ２
■ 通学区域の見直しによる対応について…Ｐ４
■ 部会における主な発言・質問……・・Ｐ９
■ お問い合わせ先……・・・・Ｐ１２

発行日：令和７年９月 12 日（金）
発行元：「青木小学校」学校規模適正化等検討部会事務局
（事務局：横浜市教育委員会事務局学校計画課）

第３号

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース

第３回検討部会（公開）
日時：令和７年７月１日（火）
18 時から
会場：神奈川区役所
本館５階　大会議室 A、B

はじめに

青木小学校は通学区域内におけるマンション開発の影響から児童が増加しており、毎年のように諸室を一般教室へ転換する改修を行ってきました。今後もさらなる住宅開発が青木小学校通学区域内で計画されていることから、教室が不足する見込みとなり、学校規模の適正化が必要な状況です。

そこで、青木小学校の学校規模適正化に向けて具体的な対応策を検討するため、地域、保護者の代表及び学校長からなる「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会」を設置し、第１回検討部会を令和６年 12 月 12 日、第２回検討部会を令和７年３月 26 日に開催しました。

まず、「施設面による対応」について技術的な観点から検討するため、事務局から設計会社へ委託し、増築の可能性を検討しました。その結果、工事期間の観点及び学校運営上の課題等から施設面での対応は困難である旨を事務局より説明し、第２回検討部会において「通学区域の見直し案」をお示ししました。（※）

令和７年７月１日に第３回検討部会を開催しましたので、部会での検討状況等について、青木小学校の保護者の皆さまや青木小学校の通学区域内にお住まいの皆さまにお伝えします。

（※）第２回、第３回検討部会では、事務局よりお示しした「通学区域の見直し案」の対象となる地域の代表者様に「参考人」として御出席いただきました。
第４回検討部会にも、引き続き御参加いただき、御意見をいただく予定です。

● 第３回検討部会の主な内容●

・第１回及び第２回検討部会で御議論いただいた内容を改めて確認しました。
・第３回検討部会開催までの間、部会委員や地域の皆さまから、「通学区域変更の実施にあたって猶予期間（経過措置）を設けてほしい」との御意見が多く寄せられたことを踏まえ、事務局にて改めて条件の整理を行い、３年間の経過措置を設定した通学区域の見直し案を新たにお示ししました。
・前回（第２回検討部会）お示しした通学区域の見直し案と、今回（第３回検討部会）お示しした通学区域の見直し案を、一度お持ち帰りいただき、次回の検討部会では、部会委員及び参考人の所属団体からの御意見等も踏まえ、具体的な対応策について引き続き検討を進めます。

あわせて、児童数・学級数の今後の推移を示した「令和７年度義務教育人口推計（９月公表予定）」に基づく最新の試算結果も御確認いただきながら、第４回検討部会で御議論いただく予定です。

1　第２回検討部会から第３回検討部会開催までに事務局に寄せられた御意見

第２回検討部会から第３回検討部会までに寄せられた御意見が 11 件ありました。

※お寄せいただいた御意見は、全て検討部会にて報告しています。なお、紙面の都合上、本ニュースにおいては要約して掲載しています。（全文は検討部会資料を御覧ください。（P12 に QR コード記載））

◆沢渡から三ツ沢小学校や宮谷小学校へのルートはどちらも高校生でも避けるような傾斜があり、小学校低学年児には厳しいように思えます。高校生でもきつい道のりをまだ体力のない小学生に毎日歩かせるのはできれば避けたいと思っています。

◆沢渡から三ツ沢小学校への通学は、大人でも苦しい道のりだと考えます。学区変更ではなく無期限の特別調整通学区域に止めることを提案いたします。まず寄留の児童について制限すべき、公共施設の利用で対応すべき、全エリアを特別調整通学区域とすべき、などの意見があったにも関わらず、事務局はその意向を汲むことなく、学区変更のみを一方的に推し進めており、事務局に不信感を感じます。

◆第２回検討部会の資料公表時期が遅いです。どういった議論がされて、どういった検討状況になっているのか、市民に少しでも早く伝えていく方が優先だと思います。学区変更などの施行後、複数年での経過措置の設定や、どの特別調整区域においても青木小学校を選択肢として入れるなどの柔軟な対応をお願いします。

◆栗田谷から斎藤分小学校までの道のりは歩道がなく危険だと感じています。ほかにも、他の小学校へ通いやすい地域があるなかで、栗田谷が斎藤分小まで近いからという理由だけで学区を変更される意味がわかりません。また、すでにきょうだい児が青木小に通っている場合、通学区域変更があったとしても、下の子も青木小に通えるといった条件の検討など、通学区域変更の影響を受ける保護者たちの意見も調査してから進めていただきたいです。

◆学区の見直しを行うのであれば、影響の大きい未就学児の保護者に、早々から情報を提供してください。少なくとも、入園先を決める５～６年前から、こういった話は知っておきたかったです。影響地域の未就学児をもつ家庭に、柔軟な対応（進学先を選べるなど）を検討してください。

◆通学区域の見直しについて、現在通っている子どもは見直しの対象外となる前提で、検討いただいていると思います。その場合、在校生の弟や妹がいる家庭において、居住地域によっては兄弟でそれぞれ別の学校に通うパターンもあり得ると考えます。きょうだいで通学先が異なるのは、家庭にとっても大きな負担となります。在校中のきょうだい児がいる場合、通学区域変更後も、上の子が通学する学校を下の子の就学時に選択できるなど、在校生の家庭にはきめ細かく柔軟な対応をいただきたいです。

◆親の意見として、児童数増加の現在、通学区域の見直しは致し方ないと考えています。施設面による対応は、工期が間に合わない・工事期間中の学校運営に支障が出ることから困難であることは理解できます。しかし、通学区域の見直しが、令和８年度から仮定されている現状に驚いています。通学区域が変更となる家庭に対して、当面の猶予措置が検討されることを強く望みます。また、兄弟が同じ学校に進学できるよう、配慮するのかどうか質問があります。上の子が青木小学校に進学している場合、通学区域変更後に就学する下の子も、上の子と同じ青木小学校に進学できるような措置は図られるのでしょうか。

◆現在登校されている児童が転校になることはないようお願いしたいです。兄弟で違う学校になるのも大変です。このまま青木小の学区の範囲を変更しないことを願っています。

◆友人の子どもが斎藤分小で１クラスだったと話していた事もあり、今後の斎藤分小を案じていました。登校区域改変が最も適正だと考えます。今後の少子化を思えば、登校区域改変一択かと思います。無駄な税金を使うよりは、設備や教員の増員などに力を入れてほしいです。

◆横浜市の学校は、市民全体の税金によって運営されていることから、「公の利益」や「市民全体の公平さ」が最優先であるべきと考えます。公立校である以上、学区変更への柔軟な理解も必要ではと思います。また、個人的な見解ではありますが、情緒面の成長という視点も重視してほしいです。教室という「箱」だけを増やしても、運動場や共用スペースの物理的な余裕がなければ、子どもにとってのストレスや窮屈さに直結します。

◆学区の再編成が避けられない状況だとしても、数年、少なくとも６年間は青木小が選択肢として認定されることを願っています。突然、決定事項を通知するのではなく、子どもたちのためにも少しずつ・臨機応変な変革をされることを強く望みます。また、該当者への情報が少なすぎます。近隣の園や不動産などに簡易のお知らせなどを配布してはいかがでしょうか。

【検討部会事務局としての考え】

事務局に寄せられた御意見のうち、共通の御意見について、検討部会事務局としての考えを整理しましたので、抜粋して御紹介します。（全文は検討部会資料を御覧ください。（P12 に QR コード記載））

① 第２回検討部会で提示された通学区域変更案の対象地域が、対象地域として選定されたのはなぜか

通学区域変更を検討する際には、周辺学校と通学区域が隣接している地域を中心に検討を行うことから、対象地域としてお示ししております。

② 指定地区外就学制度で就学している児童の制限を検討するべきではないか

指定地区外就学（『越境』、『寄留』など）の児童の制限につきましては、「指定地区外就学制度」に則り、どのような対応が取れるのか、検討してまいります。

③ 通学区域全域に特別調整通学区域を無期限に設定し、教室不足への対応とすることはできないのか

青木小学校の通学区域全域を対象に特別調整通学区域を無期限に設定した場合、<u>通学区域内の全児童が青木小を選択する可能性</u>があります。その場合、<u>青木小学校の教室不足の状況が改善されない見込み</u>となりますので、教室不足の対策とすることは、困難と考えています。

④ 通学区域変更の実施について、猶予期間・経過措置が設けられないか検討してほしい

「経過措置」の検討につきましては、ある程度の期間、引き続き、青木小学校に通うことができるような経過措置を設けられないか、事務局にて条件等の整理・検討を行い、第３回検討部会にて、御説明しました。（P４～「通学区域の見直しによる対応について」を参照）

⑤ 在校生にきょうだい児がいる場合、通学区域変更後も下の子が青木小学校を選択できる等、柔軟な対応を検討してほしい

きょうだい児の経過措置や対応は、今後、学校等と調整のうえ、検討してまいります。

⑥ 通学区域変更後の通学路の安全対策について

学校関係者やスクールゾーン対策協議会の皆さまと調整のうえ、児童への負担・安全面等を考慮して、通学区域変更後の通学路を選定していきたいと考えています。

３　第２回検討部会時までに委員及び参考人の皆さまから頂戴した御質問に関する回答

第２回検討部会の際に、その場で回答ができなかった部会委員・参考人からの御質問について、検討部会事務局としての見解・回答をお示ししました。詳細については、第３回検討部会当日資料の「資料４」を御確認ください。（P12 に QR コード記載）

４　通学区域の見直しによる対応について

第２回検討部会にてお示しした案（案①）について、部会委員や地域の皆さまから、**『通学区域変更を行うとしても、すぐに行うのではなく、猶予期間・経過措置が設けられないか検討してほしい』**という御意見を複数いただきました。

そのことを踏まえ、改めて事務局にて、経過措置を設けることはできないか、条件等の整理・検討を行い、経過措置を設けることが可能な通学区域の見直し案（案③）を新たにお示ししました。

案①・案③の二つの案をお持ち帰りいただき、次回の検討部会にて引き続き御議論いただく予定です。

※幸ケ谷小の通学区域に隣接する地域については、幸ケ谷小学校の施設状況から見て、更なる受入れが困難であることから、第２回検討部会でお示しした案と同じく、検討対象地域には含めておりません。

【通学区域変更の対象者】

◆施行日（設定日）※以降に入学となる新小学１年生

◆施行日（設定日）※以降に対象地域に転入される小学生

※在校生については、通学区域の見直しの対象外となります。

また、事務手続きの都合上、**令和８年度からの通学区域変更の実施は想定していません**。

※方向性がまとまる時期によって施行日（設定日）が変わるため、現時点では通学区域の見直しの具体的な時期は決定していません。

【通学区域の見直し案①（第２回検討部会資料：見直し案の再掲）】※カラー版はホームページに掲載しています。

	検討対象地域	変更案（通学する学校）	
①	栗田谷北	斎藤分小	
②	栗田谷南	斎藤分小	二谷小
③	反町	青木小	二谷小
④	松ケ丘	青木小	三ツ沢小
⑤	松ケ丘（JR松ケ丘寮跡地）	三ツ沢小	
⑥	沢渡	三ツ沢小	
⑦	沢渡（社会福祉会館跡地）	宮谷小	
⑧	台町の一部（六角橋第394号線以西）	宮谷小	
⑨	鶴屋町３丁目の一部（六角橋第394号線以西）	宮谷小	

※変更案に２校記載されている地域については、特別調整通学区域※の設定を想定

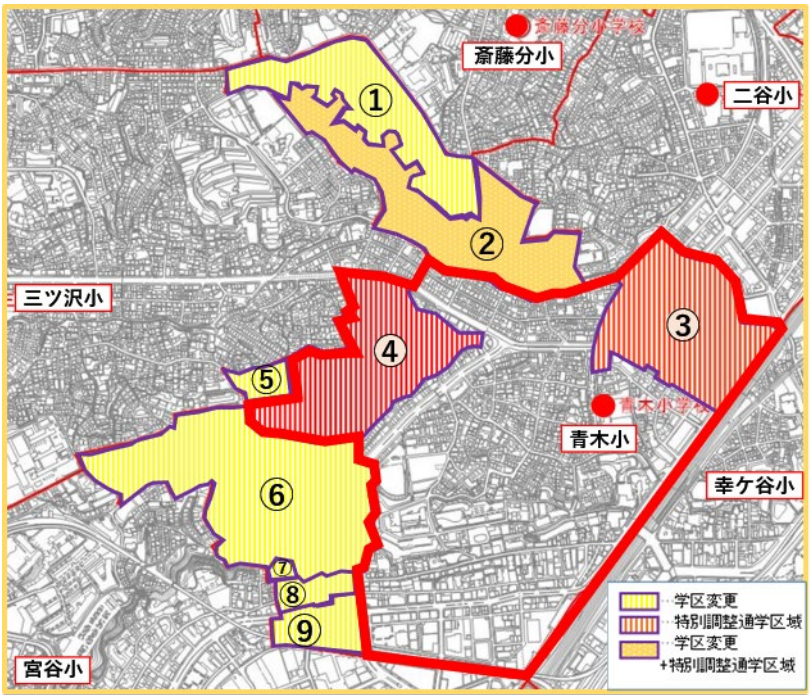

※特別調整通学区域制度・・・就学にあたって、指定校（正規校）又は指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。

【経過措置の考え方】

通学区域変更の対象となる地域に「特別調整通学区域」を時限的（R○年度～R△年度）に設定することを、経過措置と定義します。

経過措置期間中の年度内に、「転入する小学生」及び「新たに就学する小学１年生」は、指定校・受入校のいずれかの学校を選択可能です。そのため、**対象地域すべての児童（100%の割合）が、青木小学校を選択・就学した場合に、青木小学校の教室が不足しない児童数**となる必要があります。

経過措置期間終了後は、特別調整通学区域が解除され、指定校に通うことになります（※）。

経過措置期間中･終了後の就学先のイメージ

地域	現在	経過措置期間中の転入生・新１年生		経過措置終了後の転入生・新１年生
	（指定校）	（指定校）	（受入校）	（指定校）
△△町	青木小	○○小	青木小	○○小
■■町	青木小	★★小	青木小	★★小

※経過措置の対象地域に居住する児童は、**経過措置期間終了後に、就学先が通学中の小学校から変更（転校）となることはありません。**

【案①に経過措置を講じる場合（案②）の検討】

令和９年度からの通学区域変更を想定し、仮に６年間・３年間の経過措置を設けた場合（※令和９年度以降に入居開始の新規マンション等を除く）、経過措置期間中は、対象地域のすべての児童（100%の割合）が、青木小学校に就学することを想定すると、いずれも令和 10 年度に教室不足が見込まれるため、見直し案①に経過措置を設けること（案②）による対応は困難です。

青木小
保有：24教室

６年間の経過措置

経過措置解除

	R７	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	766	777	784	806	832	865	862
学級数	24	24	24	25	26	27	28	28	26

３年間の経過措置

経過措置解除

	R７	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	766	777	784	779	778	782	780
学級数	24	24	24	25	26	26	26	25	24

※ 青木小学校及び周辺関係校の推計については、新たな開発情報や物件情報を精査し、第２回検討部会時点（令和７年３月26日）から令和７年７月１日時点に更新しています。
※ Ｒ７～Ｒ12は、Ｒ６時点の未就学児（０歳～５歳児）を基に算出した推計値、
Ｒ13～Ｒ15は、横浜市将来人口推計を基に０歳児を算出した推計値であり、次頁以降のＲ13～15における推計値も同様に、横浜市将来人口推計を基に０歳児を算出して、児童数の見込を算出しています。

※**令和９年度以降入居開始の物件は、経過措置を設けず令和９年度からの通学区域変更を前提**としています

上記の試算結果から、第２回検討部会で提示した通学区域の見直し案（案①）に経過措置を設けると、経過措置の期間中に在籍する児童数が増加し、教室不足が発生してしまうことから、経過措置を講じるためには、**通学区域の見直しの対象とする区域を再検討する必要**があります。

なお、検討の際には、基本方針（※1）における「通学区域設定にあたっての考え方」（※２）に加え、青木小学校の教室不足が解消すること、通学区域変更によって周辺小学校で教室不足が発生しない見込みであることの２点を前提条件として、通学区域の見直し対象とする区域の再検討を行いました。

※１「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」

※２「通学区域設定にあたっての考え方」抜粋

「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や、「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては、道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

【経過措置を講じることが可能な通学区域変更の検討（案③）】

経過措置を設定することを前提として、新たに案③をお示ししました。

案③では、対象地域を見直すとともに、第２回検討部会にて、「新しいマンションを通学区域変更の対象にできないか」との御意見があったことも踏まえ、左下表1～5でまとめられている物件については、経過措置の対象外とし、令和９年度から通学区域変更を行う案としています。1～5以外の通学区域変更の対象地域については、**経過措置期間中はすべての地域で青木小学校を選択することが可能**となります。

また、案③では、経過措置期間を設けるため、新たに通学区域変更の対象地域に追加したところや、新しいマンション等を通学区域変更の対象とする際に、「飛び地（※）」の通学区域とならないよう、通学区域変更の対象地域を拡大した箇所が一部あります。（右表の③、⑧、⑨）

（※飛び地…通学区域内の、通学区域内の特定の物件のみを他の学校へ通学区域を設定すること）

【通学区域変更の対象地域図（案③）】

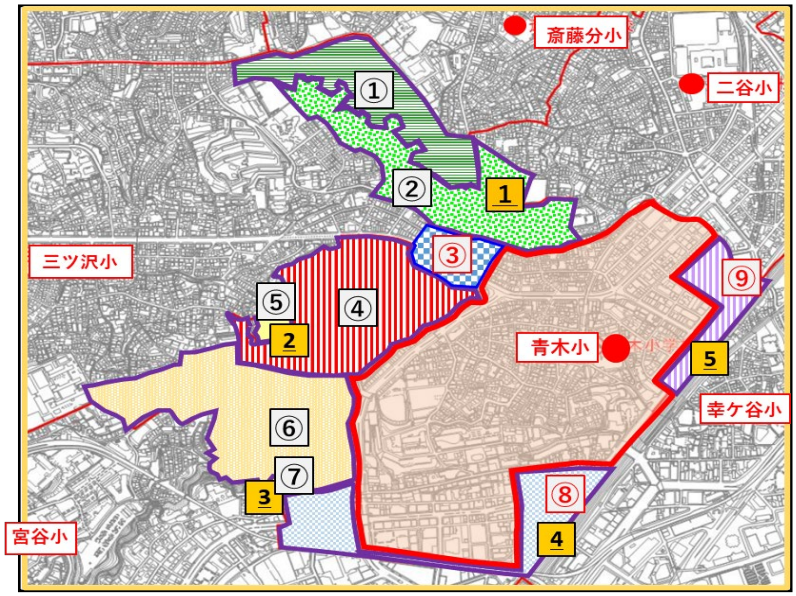

【令和９年度～通学区域変更の物件とその指定校】

	住宅タイプ・戸数	住所地	入居見込年	指定校
1	共同住宅（新築・ 70戸）	栗田谷15-11	R10年度	斎藤分小
2	共同住宅（新築・ 90戸）	松ケ丘58-3	R9年度	三ツ沢小
3	共同住宅（新築・ 61戸）	沢渡4-2	R9年度	宮谷小
4	共同住宅（建築済・ 76戸）	鶴屋町1-41・42	入居済(一部)	宮谷小
5	共同住宅（新築・ 200戸）	桐畑2・3	R9・10年度	二谷小

経過措置の対象/対象外の地域一覧とその指定校・受入校

	対象地域	経過措置期間		経過措置期間終了後	
	（対象地域）	（指定校）	（受入校）	（指定校）	（受入校）
①	栗田谷北	齋藤分小	青木小	斎藤分小	
②	栗田谷南	齋藤分小	青木小	斎藤分小	二谷小
③ ※新規	松本町３丁目	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
④	松ケ丘	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
⑤	松ケ丘（JR松ヶ丘寮跡地）	三ツ沢小		三ツ沢小	
		※経過措置の対象外です（2の物件と同一）			
⑥	沢渡	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	
⑦	沢渡（社会福祉会館跡地）	宮谷小		宮谷小	
		※経過措置の対象外です（3の物件と同一）			
⑧ ※新規	鶴屋町（一部）台町（一部）	宮谷小	青木小	宮谷小	
⑨ ※新規	桐畑（一部）反町（一部）	二谷小	青木小	二谷小	

【拡大・新規追加となる通学区域変更地域】（カラーは、ホームページの会議資料を御参照ください）

③ …松本町三丁目

⑧ …鶴屋町一丁目、台町の一部（ 1, 6, 8, 9, 11-1～11-19 ）

※鶴屋町三丁目の一部（六角橋第 394 号線以西）及び台町の一部（六角橋第 394 号線以西）は、案①から引き続き対象地域

⑨ …桐畑２、３、 ８－３（サカタのタネ跡地のみ）、反町一丁目１，８

※案①で設定した反町における通学区域変更（特別調整通学区域）は行わず、⑨を新たに設定

③ 松本町三丁目

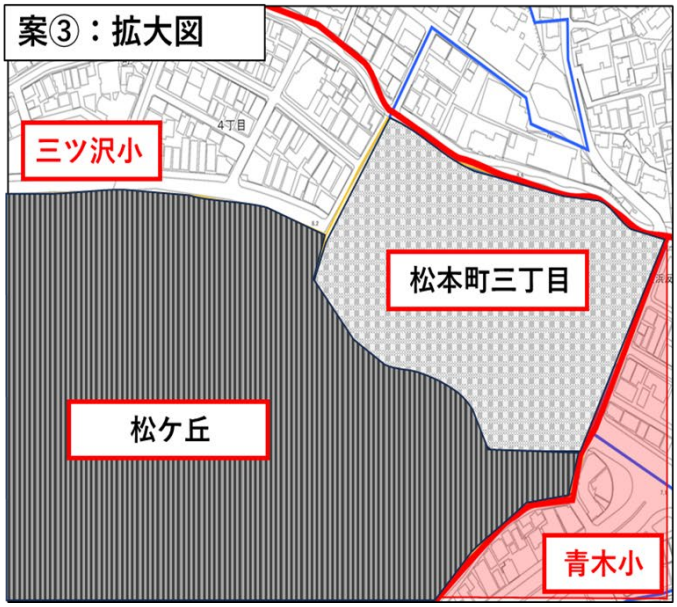

経過措置期間		経過措置期間終了後	
（指定校）	（受入校）	（指定校）	（受入校）
三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小

※経過措置期間終了後も引き続き、

指定校：三ツ沢小学校

受入校：青木小学校　　となります。

⑧ 鶴屋町一丁目、台町の一部（ １，６，８，９，11-1～11-19 ）

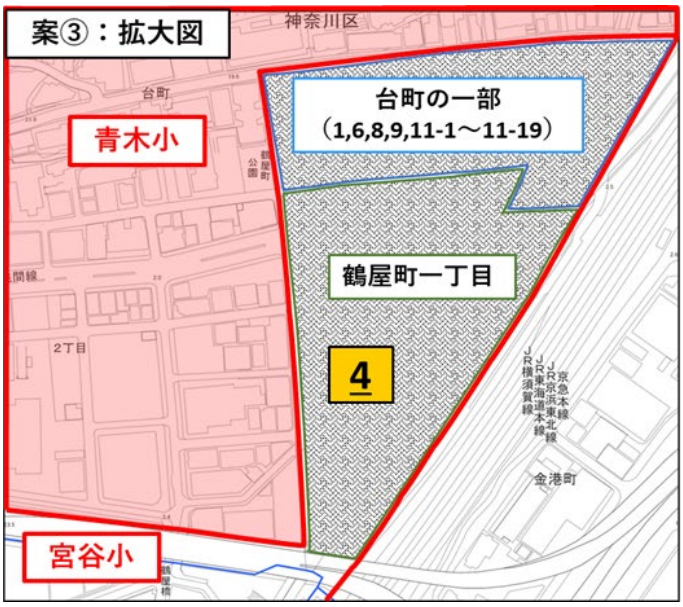

経過措置期間		経過措置期間終了後	
（指定校）	（受入校）	（指定校）	（受入校）
宮谷小	青木小	宮谷小	

※ 4 のマンション（建設済）は戸数が多く、今後も多くの方が入居する可能性があるため、Ｒ９年から宮谷小に通学区域を変更します。（経過措置の対象外となります）

⑨ 桐畑２，３，８－３（サカタのタネ跡地のみ）、反町一丁目１，８

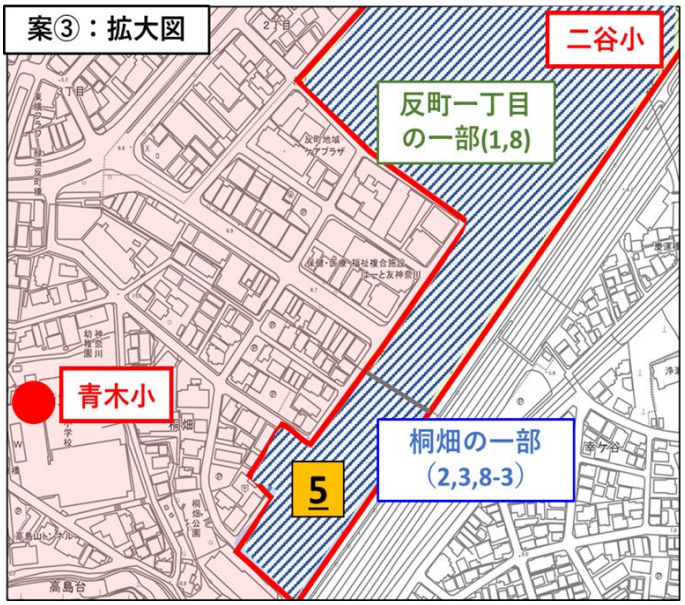

経過措置期間		経過措置期間終了後	
（指定校）	（受入校）	（指定校）	（受入校）
二谷小	青木小	二谷小	

※ 5 のマンション（建設中・計200戸）は、Ｒ９年から二谷小に通学区域を変更します。（経過措置の対象外となります）

【案③のとおり通学区域変更を実施した場合の青木小児童数・学級数推移】

経過措置を講じる場合、経過措置の対象となっている地域においては、通学区域変更後の指定校と受入校の青木小学校のどちらかを選択することが可能であるため、「対象地域におけるすべての児童が青木小学校に就学した場合の最大値」による試算のもと、青木小学校が教室不足にならないことを確認する必要があります。

次の表は、案③において、**経過措置が適用されている地域の全ての児童が青木小学校に就学した場合を前提とした推計値**を算出したものです。

※表中の児童数･学級数は、**一般学級の児童数･学級数**となります。(次頁も同様)

青木小
保有:24教室

3年間の経過措置

経過措置解除

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	753	749	748	725	703	687	671
学級数	24	24	24	24	24	23	22	22	21

4年間の経過措置

経過措置解除

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	753	749	748	759	736	719	702
学級数	24	24	24	24	24	24	23	23	22

5年間の経過措置

経過措置解除

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	753	749	748	759	771	753	735
学級数	24	24	24	24	24	24	24	24	23

6年間の経過措置

経過措置解除

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	753	749	748	759	771	791	772
学級数	24	24	24	24	24	24	24	25	25

【経過措置を含む通学区域変更（案③）の検討結果】

事務局として、**経過措置を設けることができる期間は３年間が限度である**と考えます。

経過措置を４年以上設ける場合の主な課題

◆青木小学校の学区内で、今後把握しえない開発等により、児童数・学級数が増加した際に、再び青木小学校が教室不足となる可能性
⇒**再度、通学区域の変更等の対応を迫られる可能性**がある

◆令和 11 年度から令和 12 年度を境に児童数が増加傾向に転じることで、**今後、見込み以上の児童数が就学した場合、受け入れが困難になる可能性**がある

【案③で通学区域変更を行った場合の関係する小学校の児童数・学級数見込み】

次の表は、仮に「３年間」の経過措置を講じた場合、周辺の関係する小学校の児童数・学級数がどうなるかを試算したものとなります。

前提として、青木小学校の試算と同じく、経過措置が適用されている地域（青木小が選択可能な特別調整通学区域）において、全ての児童が各小学校に就学した場合の<u>最大値で推計値を算出しています。</u>

斎藤分小
保有:10教室

	３年間の経過措置					経過措置解除			
	R７	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	211	221	239	260	276	292	300	311	317
学級数	8	9	10	10	11	12	12	12	12

※内部改修により、最大２教室程度確保可能な見込み（＝12教室）

二谷小
保有:14教室

	３年間の経過措置					経過措置解除			
	R７	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	386	376	376	368	366	405	419	444	463
学級数	14	14	13	12	12	14	15	16	16

※令和８年度以降、建替えに向けた設計等が開始予定
建替え期間中は、16教室程度を確保予定

三ツ沢小
保有:28教室

	３年間の経過措置					経過措置解除			
	R７	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	793	822	840	834	870	872	853	838	829
学級数	26	27	28	27	28	28	27	26	25

宮谷小
保有:23教室

	３年間の経過措置					経過措置解除			
	R７	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	645	615	594	591	553	526	534	545	560
学級数	22	21	20	20	19	18	18	18	18

各小学校の試算のなかで、斎藤分小学校は令和 11 年度から、二谷小学校においては令和 13 年度から、教室不足が想定されています。

ただし、※印でも記載のとおり、斎藤分小学校、二谷小学校ともに「内部改修」や学校の「建替え」等によって、必要な教室数を確保することが可能な見込みです。通学区域変更の方向性が決まった際には、必要な改修等を行って対応していきたいと考えています。

三ツ沢小学校、宮谷小学校では、教室不足は発生しない見込みとなっています。

５　部会における主な発言・質問【通学区域の見直し・その他】

（★：委員・参考人からの主な発言　⇒：事務局からの説明・回答）

※紙面の都合上、発言の要旨を記載しています。会議の詳細については会議録を御覧ください。

★地域の意見を聞くには時間がなかったので、もっと早く部会ニュース等の資料を用意してほしい。

⇒資料を出すのが遅いという御意見については、委員の方や地域の方からも同様の御意見をいただきました。

検討部会ニュースの作成には一定の時間を要しますが、できる限り、迅速な対応に努めてまいります。

★宮谷小へ変更する一部の地域の児童の通学路はどうなるのか。歩道橋を渡らせるのか。

⇒宮谷小学校に変更するということになれば、通学路の選定はもちろんのこと、通学安全対策を考える必要もあります。宮谷小学校の校長先生との相談にもなりますが、今回、お示しした案③で、新たに追加・拡大した台町・鶴屋町の一部の地域から宮谷小学校へ通学する場合、二つの大きな歩道橋がありますので、そこを通る通学路とするのか、通らない通学路とするのか、今後、検討していく必要があると考えています。

★第２回検討部会で示された案①では、反町全域に特別調整通学区域の設定があるが、案③は、反町一丁目の一部を新たに通学区域変更の対象とし、全域の特別調整通学区域の設定はないという理解でいいか。

⇒御認識のとおりです。案③では、案①でお示しした反町における通学区域変更（特別調整通学区域）は行わず、反町一丁目の一部の地域を通学区域変更の対象地域に新たに加えるということになります。

★経過措置期間中、対象地域の児童全員が青木小学校に就学したいと言った場合はどうなるのか。

⇒対象者の全員が青木小学校を選んだとしても、その全員が青木小学校に就学することができます。
青木小学校が教室不足にならない範囲で、経過措置を講じることを前提としていますので、対象者の方の希望に応じて、指定校と受入校のいずれかに就学することができます。

★資料の２ページと 14 ページでシミュレーションの結果の数値に差があるのはなぜか。

⇒２ページは第２回検討部会開催時（３月 26 日時点）、14 ページは第３回検討部会開催時（７月１日時点）のシミュレーションとなります。数値差の主な要因として、現在、事務局で把握している物件情報について、間取りや住戸タイプの情報を収集・更新し、ファミリー世帯がどれくらい入居して、どのくらいの幼児・児童が見込まれるかという予測の数値が、時点更新によって変わっていることがあげられます。

（数値差の要因に関する補足説明）

本検討部会において、資料６「青木小学校の学校規模適正化等について」の２ページ及び 14 ページに掲載された試算の数値差に関する御質問に対し、事務局より回答を行いました。

説明の内容は差異の要因として適切でしたが、資料 13 ページの前提条件の記載及び 14 ページの試算の積算条件について、一部誤りがあったことが判明したため、重ねて補足いたします。

訂正後の会議資料は、検討部会ホームページに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

★新築マンションから学区変更を行い、従前からの居住者はなるべく青木小に通えるようにするという点で新しい案は違和感が少ない。ただ、令和７年度現在の０歳の未就学児も通える、６年間の経過措置期間が望ましい。

⇒いただいた御意見を踏まえ、経過措置期間について事務局としても６年間とすることが出来ないか検討しました。しかしながら、現地調査や開発事業者への聞き取り等を行うなかで、青木小学校の児童がさらに増える要素はない、と断言できる状況ではないと考えています。青木小学校の学区内で新たにマンションが建設されるリスクも鑑み、経過措置３年間がひとつの目安と考え、今回事務局から御提案しました。

★通学区域の変更という方針の決定後に建築が決まったマンション等に対して、飛び地のようなかたちでの周辺学校への通学区域変更を検討してほしい。

⇒御意見として受け止めさせていただきますが、教育委員会としては、一体として通学区域を設定するということが現在の基本的な考え方なので、飛び地を前提とした通学区域について、今のところ設定する考えはありません。

★今後の児童数の見込みの中で教室数が足りるとなった場合は、通学区域変更をしないことも考えているのか。仮に通学区域変更を行った場合、青木小の児童数が減ってきたら、元の通学区域に戻る可能性はあるか。

⇒今後のマンションへの入居状況等によっては令和９年度から青木小は 25 学級になってしまう可能性があります。青木小学校の児童数が減った際に元の通学区域に戻るかどうかという点につきましても、それを前提とすることは、現時点では事務局として考えておりません。

★見直し案③が現実的に近づいたのかなと感じている。推計表のなかでは、児童の総数が 736 人で 23 学級になっていたり、759 人で 24 学級になっていたり、児童数を学級数で割ると大体１クラス 31 人程度となる。35 人の学級編制とどう関係があるのか、どうやって学級数を試算しているのか確認したい。

⇒試算をする際、１年生が何人、２年生が何人というように、学年ごとにシミュレーションを行っています。例えば、どこかの学年が 37 人であれば、35 人を超えるため２クラスの学級編制になり、逆に 34 人だと 35 人未満のため１クラスとなります。学年ごとにその試算を行い、最終的な合計値をお示ししています。

★学級数の話は一般学級に限った話であり、現在は個別支援学級も増加傾向にあると思うが、青木小学校ではどうなのか。

⇒第１回検討部会にて、個別支援学級の推移をお示ししたとおり、青木小学校の個別支援学級に在籍している児童は増加しています。また、個別支援学級は、在籍する児童の特性に応じた学校教育を行うために、８人１クラスで運営することとなっていますので、個別支援学級が増えるとその分の教室も確保していくことになります。

★新規物件として資料に掲載されている一部の物件は、まだ工事も始まっていないように見受けられる。予定の入居時期に間に合うとは思えないため、精査すれば今の学区のままでも問題ないのではないかと考える。

★地域に持ち帰って検討した結果を改めて伝えたい。事務局とは綿密に調整する必要があると考える。

★松ケ丘にできる新しいマンションのこどもたちが、三ツ沢小学校に行くということになると、距離的には青木小とそう変わりはないものの、通学の安全面が気になる。また、区をまたいで学校のこども達を見守るのは、大変と聞いたことがある。居住区と異なる区の学校への通学区域変更はできれば避けてほしい。

★青木小学校から別の小学校に通学区域変更した場合、中学校はどこへ行くことになるのかなど、保護者からの心配の声が届いている。同じ町内で異なる小学校に行って子ども会がどうなるのかという不安もあるが、松本町はすでに同じ町内で異なる小学校に行っている状況のため、そのあたりを聞いてみたい。

★きょうだい児の問題では、上の子が卒業したあとは、下の子は要件から外れるため転校するということにはならないよう、そのまま通い続けられるように配慮してもらいたい。

★経過措置期間３年以外の４年、５年、６年、そのいずれについても、なぜその時期で区切りが出てくるのかというところを、当事者に理解してもらうのは難しいのではないかと感じた。

★経過措置期間の３年という期間は、今後、運用していくなかで、実際の人数が見えてきて教室数に問題なさそうだとなったら延長するなどの柔軟な対応をしてほしい。

★現在、全市的にも、特別支援教育のニーズが高まってきている。特別支援教育のための個々にあった教育環境を用意するのは、現在の青木小学校の教室状況では厳しいところがあると感じている。

★案③で、新規追加した地域として、反町１丁目１、８のマンション２棟を対象としたのは、隣の桐畑の一部と合わせて痛み分けで出してきたのでは、と感じる案で、納得できない。

★青木小学校で、万が一教室が足りなくなった場合に、教育に大きな支障が出てくると教育委員会は考えているからこそ、この変更案が出ている。これまで１年近く議論していることも踏まえて、ある程度の結論を出していくことが必要。

★子どもが増えて、教室が足りなくなるという問題が今まさに起きているのにも係わらず、全市的ではなくて教育委員会だけが対応している状況で、話が進んでいくのは歯がゆさを感じる。

《保護者の皆さまへ》

お子さんからの御意見や御質問もお待ちしております。御家庭でお子さんに青木小学校の検討状況をお話しされる際に、分からない点や気になることがありましたら、下記のお問い合わせ先までお寄せください。

◆第４回検討部会について　※会議の公開・非公開は検討部会の冒頭で決定します。

日時・会場：未定（決定次第、以下のホームページでお知らせします。）
検 討 内 容：学校規模適正化等について

◆「青木小学校」学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議資料や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧になれます。
※検討部会における当日資料は、検討部会開催翌日に市 HP にて公開いたします。
※会議録および検討部会ニュースの市ホームページでの公開・発行につきましては、
発言内容の確認や編集作業等のため、検討部会終了後、一定の期間を要します。
あらかじめ御了承ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html

【各資料に直接アクセス可能な QR コード】

【ホームページ】　【第３回検討部会資料】　【第３回検討部会会議録】　【第２回検討部会ニュース】

◆事務局（お問い合わせ先）

皆さまからの御意見や御質問を受け付けております。
Ｅメール、電話またはＦＡＸでお寄せ下さい。
お寄せいただいた御意見等は、全て検討部会に報告し、議論の参考にさせていただきます。

横浜市教育委員会事務局学校計画課
Ｅメール：ky-kanagawa2024@city.yokohama.lg.jp TEL：045-671-3252　FAX：045-651-1417